改葬手続きについて

①新墓所等を確保する。

⇩

②新墓所等の管理者から「受入証明書」を発行してもらう。

⇩ ※「永代使用許可証」や「墓地使用許可証」等のコピーも可。

③市役所窓口にて、「改葬許可申請書」をもらい必要事項を記載する。

⇩

④現在の墓地等の管理者から「事実の証明」を受ける。

⇩ ※申請書に記載した死亡者について、現在の墓地等の管理者から事実の証明をしてもらう。
※申請書の「事実の証明」欄に記載してもらう。

⑤現在の墓地等の所在地である市町村役場にて「改葬許可申請」をする。

⇩ ※添付書類
（１）改葬先墓地等が発行する受入証明書等
（２）改葬承諾書（現在の墓地使用者と改葬許可申請者が異なる場合のみ）

⑥「改葬許可証」が市役所から交付される。

⇩

⑦現在の墓地等の管理者に改葬許可証を提示し、遺骨を取り出す。

⇩

⑧改葬先の墓地等の管理者に改葬許可証を提出し、納骨する。

〒018-3392
秋田県北秋田市花園町19番1号
北秋田市役所　市民生活部　生活環境課　環境推進係
TEL　0186-62-1110　　FAX　0186-62-2880